

幅広い補償で、建物、家財、什器・備品を手厚くサポート

新総合火災共済

もしものときも
安心！

わかりやすい
共済金のお支払い

火災だけでなく
4つのプラン



新総合火災共済

専用住宅・併用住宅が補償対象

「建物」・「家財」そして特約で「営業用什器・備品等」も共済の対象となります。

ご契約時の共済金額を限度に

「復旧に必要な修理費」をお支払いします。(水災を除く)

従来の火災共済では、「時価額」の契約が主体となっていました。新総合火災共済では「再調達価額」として損害の額※が全額補償され、損害の額の再取得が自己資金なしで可能となりました。

建物については、「評価済共済」として事故発生時には建物の再評価を行うことなく、全損の場合は協定再調達価額をお支払いし、分損の場合は再調達価額ベースによる損害の額をお支払いすることになります。なお、家財については再評価を行わない損害の額をお支払いします。

※復旧に必要な修理費をいいます。

わかりやすい
共済金の
お支払い



新総合火災共済では、契約時に建物の再調達価額の評価を適正に行った上でその範囲内で共済金額を設定し契約するため、共済金額を限度に損害の額から自己負担額(風災・雹災・雪災のみ)を差し引いた額の全額をお支払いします。また、損害の額が20万円以上(風災・雹災・雪災のみ)となった場合に自己負担額をお支払いするご契約もお選びいただけます。

「建物」・「家財」を 火災だけではなく 「もしもの災害」から守る 4つのプラン

契約プラン
ATYPE
万一の火災を
しっかり補償

契約プラン
BTYPE
風・雹・雪の災害
にも安心の補償

契約プラン
CTYPE
水濡れ・盗難等にも
備えた充実補償

契約プラン
DTYPE
洪水などの水災にも
備えた安心補償

※上記のA、B、C、Dの補償の記述はあくまで概要です。詳しい補償についてはP3、P4をご確認ください。

このパンフレットをお読みになる前に

押さえておきたい「共済用語」

被共済者<ひきょうさいしゃ>

共済の対象の所有者の方で、事故が発生した場合に共済契約によって共済の補償を受けられる方をいいます。

時価額<じかがく>

共済の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。

敷地内<しきちない>

特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、共済の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一共済契約者または被共済者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

支払責任額<しらいせきにんがく>

他の共済契約等がないものとして算出した支払うべき共済金または保険金の額をいいます。

再調達価額<さいちようたつかがく>

損害が生じた地および時において共済の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。

自己負担額<じこふたんがく>

共済金をお支払いする事故が発生した場合に、契約者または被共済者が自己負担するものとして設定する金額をいいます。損害額から自己負担額を差し引いた額を共済金としてお支払いします。(P34の事故の場合)

評価済共済<ひょうかすきょうさい>

建物について、共済契約の対象と同等の建物を再築・再取得するために必要な額を基準として、組合と共済契約者との間で共済金額を定めることをいいます。

共済金<きょうさいきん>

損害共済金、臨時費用共済金、地震火災費用共済金、残存物取片づけ費用共済金または水道管修理費用共済金をいいます。

協定再調達価額<きょうていさいちようたつかがく>

建物について、共済の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額を基準として、組合と共済契約者または被共済者との間で評価し、協定した額で、共済契約証書に記載した額をいいます。

出資金

組合にご加入の際は出資1口(1,000円)をお預かりいたします。また、脱退される場合はお返しいたします。

※中小企業の事業者以外の方は員外利用者となりますので出資は必要ありません。

新総合火災共済のお引受けにあたって

1. 補償対象

居住用の建物

専用住宅建物または併用住宅建物をいいます。

※併用住宅であれば、店舗・事務所等も引受対象とすることができます。

2. 共済の対象および 共済の対象の範囲

共済の対象 建物 共済の対象の範囲

■「1つの建物」を全体の共済の対象とします。

■以下のものは「建物」と所有者が同じ場合は、建物に含まれます。

- ア. 畳、建具その他これらに類する物
- イ. 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち、建物に付加されたもの
- ウ. 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち、建物に付加されたもの
- エ. 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物

住居内に収容 される家財一式

家具や衣服、テレビ、洗濯機・冷蔵庫等の損害は「家財」を共済の対象としてご契約いただかなければ補償されません！

共済の対象 家財 共済の対象の範囲

■「1つの建物」内に収容される家財一式(物置等の付属建物内の収容家財を含みます。)を共済の対象とします。

■宝石、貴金属、美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるものや稿本・設計書等の明記物件は、共済契約証書に明記して家財に含めます。

※「建物」と「家財」の所有者が異なる場合において「建物」のAからUまでのもので、被共済者の所有する生活用のものは、特別の約定がないかぎり、家財に含まれます。

※家財一式には、自動車、通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等は含まれません。ただし、通貨、預貯金証書、印紙、切手、または乗車券等は、盗難の場合のみ補償の対象とします。

営業用什器・ 備品等 [特約]

※併用住宅建物内の営業用什器・備品等も特約により補償の対象とすることが可能です。

3. 共済金の支払および 共済金額の設定方法

共済金の支払 新価実損払 共済金額の設定方法

■「建物」の場合

①「建物」の新価(再調達価額)基準の評価額を算出した上で共済契約者または被共済者と協定し、「協定再調達価額」を定めます。

②「協定再調達価額」の範囲内で、任意に「建物」の共済金額を設定します。

「新価・実損払」のみの引受けです。

- 建物：評価済共済となり、事故時の再評価を行わない。
- 家財：評価済共済とならず、事故時に再評価を行います。

ポイント

●「建物」については、「評価済共済」となり、事故時に再評価を行いません。

共済金の支払 新価実損払 共済金額の設定方法

■「家財」の場合

①「家財一式」の新価(再調達価額)基準の評価額を算出します。

②「明記物件」を共済の対象に含めない場合は、新価基準の評価額で共済金額を設定します。

③「明記物件」を共済の対象に含める場合は、家財一式の新価基準の評価額と明記物件の時価基準の評価額で共済金額を設定します。ただし、明記物件の時価基準の評価額を下回る共済金額の設定はできません。

ポイント

●「家財」については、事故時に再評価を行います。

共済金の支払 新価実損払 共済金額の設定方法

■「営業用什器・備品等」損害特約をセットした場合

新価(再調達価額)基準の評価額の範囲内で100万円～1,000万円の間に、100万円単位で設定します。

ポイント

●「営業用什器・備品等」については、事故時に再評価を行います。

●新価(再調達価額)基準の評価額が、1,000万円を超える場合は、お引受けできません。

補償パターンについて

損害共済金の補償内容（ご希望の補償範囲に応じて4つの契約プランをご用意しました。）

	1 火災	2 落雷	3 破裂または爆発	4 風災・雹災・雪災	5 水災	6 物体の落下・飛来・衝突	7 水濡れ	8 騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	9 盗難
契約プラン A TYPE	○	○	○	× 補償されません	× 補償されません	○	○	○	○
契約プラン B TYPE	○	○	○	○	× 補償されません	○	○	○	○
契約プラン C TYPE	○	○	○	○	○	○	○	○	○
契約プラン D TYPE	○	○	○	○	○	○	○	○	○



費用共済金の補償内容

自動的にセットされる各種費用の補償です。

地震火災費用共済金

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物が半焼以上、または共済の対象の家財が全焼した場合は、共済金額の5%以内で1事故1敷地内ごとに300万円を限度としてお支払いします。
※Aタイプは補償されません。



残存物取片づけ費用共済金

損害共済金が支払われる場合に損害を受けた共済の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、実際にかかった費用をお支払いします。
※実費(損害共済金×10%限度)



水道管修理費用共済金

専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合の費用をお支払いします。(ただし、パッキングのみに生じた損壊は含みません。)
共済の対象に建物が含まれる場合のみ補償します。
※1事故・1敷地内ごとに10万円限度



損害防止費用

火災、落雷、破裂・爆発による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合に、その損害防止費用の実費をお支払いします。



任意にお選びいただけます。

臨時費用共済金

損害共済金にプラスしてお支払いします。

損害共済金 × 10% 限度額 100万円

臨時費用共済金 なし



お支払いする共済金

【1～3、6～8の事故の場合】
次の算式により算出した額とします。
ただし、基本契約の共済金額を限度とします。

$$\text{損害の額}^{\text{※1}} = \text{損害共済金}$$

【4の事故の場合】
次の算式により算出した額とします。
ただし、基本契約の共済金額を限度とします。

$$\text{損害の額}^{\text{※1}} - \text{自己負担額} = \text{損害共済金}$$

※1 損害の額は再調達価額を基準として算出し、共済の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。

損害の額
建物：協定再調達価額が限度
家財：再調達価額が限度

自己負担額とは

共済金をお支払いする事故が発生した場合に、契約者または被共済者が自己負担するものとして設定する金額をいいます。損害の額から自己負担額を差し引いた額を共済金としてお支払いします。

お選びいただく自己負担額 **なし(0円)** **5万円** **10万円** **20万円**

※自己負担額なし(0円)、5万円をご希望の場合は当組合にお問い合わせください。

* 損害の額が20万円以上の場合にお支払いとなるご契約を設定された場合で、損害の額が20万円未満となったときはお支払いすることができません。

【5の事故の場合】

(ア) 建物に対象である場合は、協定再調達価額の30%以上の損害が生じたとき、家財に対象である場合は、再調達価額の30%以上の損害が生じたとき

(イ) 共済の対象である建物または共済の対象である家財を収容する建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により損害が生じたとき

水災による損害の程度 ^(注)	(ア) 共済の対象に30%以上の損害が生じたとき	(イ) 床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水 共済の対象に15%以上30%未満の損害が生じたとき	共済の対象に15%未満の損害が生じたとき
共済金支払方法	損害の額(修理費)×70% (ただし、損害共済金として支払う額は1回の事故につき、共済金額を限度とします。)	支払限度額(共済金額)×10% (ただし、損害共済金として支払う額は1敷地内ごとに200万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。)	支払限度額(共済金額)×5% (ただし、損害共済金として支払う額は1敷地内ごとに100万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。)

(注) 建物については協定再調達価額に対する損害の程度、家財については再調達価額に対する損害の程度となります。

【9の事故の場合】

次のいずれかの場合に補償します。

(ア) 建物の盗取・汚損・損傷(建物を対象とした場合)

(イ) 家財の盗取・汚損・損傷(家財を対象とした場合)

(ウ) 現金・預貯金証書等の盗難(家財を対象とした場合)

明記物件の盗難の場合は、組合が支払う損害共済金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財の共済金額のいずれか低い額を限度とします。

現金・切手・預貯金証書等の盗難の場合は、組合が支払う損害共済金の額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、右表の金額を限度として、損害の額を支払います。

事故の種類	限度額
通貨、印紙、切手、乗車券等の盗難	20万円
預貯金証書の盗難	200万円または家財の共済金額のいずれか低い額

共済金をお支払いしない主な場合

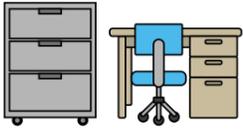
- 風、雨、雪、雹または砂塵^{ひょう}その他これらに類するものの漏入により生じた損害
- 損害割合が30%未満であり、かつ「建物の床上浸水」または「地盤面より45cmを超える浸水」に至らない水災によって生じた損害
- 給排水設備事故に伴う水濡れ等の損害のうち、給排水設備自体に生じた損害

営業用什器・備品等損害特約

この特約はご希望により主契約に付帯した場合にのみ対象となります。

被共済者が所有する業務用の什器・備品等の動産について損害が生じた場合に共済金をお支払いします。

- 主契約が建物のみ、家財一式のみ、建物および家財一式のいずれかの場合に付帯できます。
- 共済の対象は併用住宅にかぎりません。



共済金をお支払いする損害

建物に収容される（敷地内を含む）、被共済者が所有する営業用の什器・備品等の動産について、主契約の補償範囲（共済契約証書記載の事故の区分欄に「○」の記載がある損害）にかぎり、偶然な事故により損害が生じた場合に共済金をお支払いします。

お支払いする損害共済金の額

	お支払い条件	お支払額
水災	床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水 ※1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。	共済金額×支払割合(5%)=損害共済金
盗難	通貨、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等の盗難の場合は1回の事故につき1敷地内ごとに20万円を限度とします。 明記物件の盗難の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または共済金額のいずれか低い額を限度とします。	損害額
上記以外	再調達価額を限度とします。 ※風災・雹災・雪災は損害額から自己負担額が差し引かれます。 フランチャイズ型を選択の場合は、損害の額が20万円以上の場合にかぎりません。	

共済金をお支払いする対象物

主契約の補償範囲内の事故によって損害を受けた方の建物に収容されている、被共済者が所有する業務用の什器・備品等の動産にかぎりません。

— 次のものは除かれます（主なもの） —

- 船舶、航空機、自動車等、雪上オートバイ、ゴーカートその他これらに類する物およびこれらの付属品
- 自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型その他これらに類する物およびこれらの付属品
- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物
- 商品・製品等（商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。）
- 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
- 携帯電話（PHSを含みます。）等の携帯式通信機器およびこれらの付属品
- ラップトップまたはノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
- テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物
- 動物および植物
- クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物

共済契約の対象を確認しましょう

建物のみの契約では、家財、什器・備品の損害は補償されません。建物とは別にご契約が必要になりますのでご注意ください。

対象	内容
建物	建物および建物に付加した設備（電気、通信、給排水、冷暖房、エレベーター等）
家財	家庭用に使用している生活用品（電化製品、衣類、パソコン、タンス等）
什器・備品	業務用に使用している業務用品（電化製品、通信機器、事務用品、作業用品等）



類焼見舞金補償特約

この特約はご希望により主契約に付帯した場合にのみ対象となります。

ご自分の家やお店が火事になってお隣やご近所が類焼してしまった場合に類焼先に見舞金をお支払いします。

- 住宅だけでなく、店舗、事務所、工場などの建物や建物内収容の機械や商品も類焼補償の対象となります。
- 見舞金の額は一つの建物（建物内収容動産を含みます）ごとに300万円を限度にお支払いします。

見舞金をお支払いする事故

ご契約された建物またはこれに収容される動産、ご契約された動産またはこれを収容する共済契約証書記載の建物から発生した火災、破裂または爆発による事故の場合に対象となります。



お支払いする見舞金

損害の程度	お支払額
類焼先が全損の場合 (時価の80%以上の損害)	300万円または時価損害額のいずれか低い額
類焼先が半損の場合 (時価の20%以上80%未満の損害)	150万円または時価損害額のいずれか低い額
類焼先が一部損の場合 (時価の20%未満の損害)	50万円または時価損害額のいずれか低い額

用語の解説

時価…損害の生じた地および時における類焼補償対象物の価額をいいます。

共済金をお支払いできない場合については「約款」「重要事項説明書」をお読みください。

地震見舞金補償特約

この特約はご希望により主契約に付帯した場合にのみ対象となります。

地震や噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、主契約の共済の対象に損害が生じた場合に見舞金をお支払いします。

- 建物および家財（生活用動産*）が共済の対象です。
- 共済金額は主契約の10%以内で1敷地内の限度額を100万円とします。

*生活用動産とは生活の用に供する家具、衣類その他の生活に必要な動産をいいます。ただし、建物に収容されている物にかぎりません。

見舞金をお支払いする損害

特約契約が付帯される主契約の共済の対象に生じた損害が全損、半損または一部損となった場合に見舞金を支払います。



特約契約ができる物件

- 新規のご契約は昭和56年6月1日以降に新築された建物となります。

共済金をお支払いできない場合については「約款」「重要事項説明書」をお読みください。

特約掛金

建物の構造や共済金額に関係なく一律年間掛金

1,500円

総支払限度額

1事故につき3,000万円

- 共済期間内に類焼見舞金を支払った場合は、類焼見舞金の額を控除した残額を以後の共済期間に対する総支払限度額とします。
- 共済期間が1年を超える契約は契約年度ごとに上記の規定を適用します。

見舞金をお支払いする対象物

上記の事故によって滅失、損傷または汚損（煙損害または臭気付着の損害を除きます。）を受けた方の建物または建物に収容される動産 — 次のものは除かれます（主なもの） —

- ご契約された建物・動産またはご契約された動産を収容する共済契約証書記載の建物
- ご契約された建物・動産の所有者およびその所有者と生計を共にする同居の親族の所有する建物・動産
- 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。）
- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- 貴金属、宝石および宝玉石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 建築中または取り壊し中の建物
- 建売業者等が所有する売却用の建物
- 国、地方公共団体等の所有する建物
- 動物、植物

共済金をお支払いできない場合については「約款」「重要事項説明書」をお読みください。

地震見舞金補償特約契約の適用掛金

(特約共済金額10万円の年間掛金)

構造	イ.構造	ロ.構造
建物、収容動産	84円	165円

イ.構造 耐火建築物、準耐火建築物および省令耐火建築物等
ロ.構造 イ.構造以外の建物

お支払いする見舞金

1. 建物の損害に対する見舞金

	建物の主要構造部の損害の額	焼失または流失した床面積の割合	お支払額
全損	共済価額の 50%以上	延べ床面積の 70%以上	特約共済金額の 100%
半損	共済価額の 20%以上50%未満	延べ床面積の 20%以上70%未満	特約共済金額の 50%
一部損	共済価額の 3%以上20%未満	水災で床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水	特約共済金額の 5%

建物の主要構造部とは、土台、柱、壁、屋根等をいいます。

2. 家財の損害に対する見舞金

	家財の損害の額	お支払額
全損	共済価額の 80%以上	特約共済金額の 100%
半損	共済価額の 30%以上80%未満	特約共済金額の 50%
一部損	共済価額の 10%以上30%未満	特約共済金額の 5%

1回の地震および72時間以内に発生した2以上の地震などでお支払いする地震見舞金総額は50億円を限度とします。

共済金をお支払いできない場合については「約款」「重要事項説明書」をお読みください。

● 万一事故が発生した場合は

- 万一事故が発生した場合は、すみやかに取扱代理所または当組合にご連絡ください。

● 口座振替制度のご利用について

- 火災共済では共済掛金の口座振替制度を設けております。詳しくは取扱代理所または当組合にお問い合わせください。

● 割引について

- 建物を共済の対象とする契約で、共済始期日現在において建築年数が10年未満である場合、共済掛金の割引があります。
- 長期一括割引率の適用により、1年契約を毎年継続されるよりも共済掛金が割安になります。
- 長期年払を選択し、指定口座を提携金融機関に設定していただいた場合、契約年数に応じて割引が適用されます。詳しくは取扱代理所または当組合にお問い合わせください。

● 共済の対象の所在地やそれを収容する建物について

- 共済の対象の所在地が契約者住所と異なる場合には申込書等に記載が必要となります。
- 共済の対象が動産の場合には動産を収容する建物をご確認ください。動産を収容する建物の構造、用法、職作業等により共済掛金を算出するために必要となります。

● 次の物を共済の対象に含める場合には、申込書に明記してください

- 1個(組)30万円を超える貴金属、宝石および宝玉ならびに書画、骨董、彫刻物その他美術品
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿、その他これに類するもの

● 共済金をお支払いできない主な場合

- 共済契約者、被共済者、共済金受取人、それらの法定代理人の故意、重大な過失、法令違反
- 火災、落雷、破裂または爆発、風災・雹災・雪災、水災、物体の落下・飛来・衝突、水濡れ、騒擾・集団行動などに伴う暴力行為の事故の際における共済の対象の紛失または盗難
- 戦争、または外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類する事変または暴動
- 地震、噴火またはこれらによる津波（地震火災費用共済金については、共済金をお支払いします。）
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 電氣的事故による炭化または溶融の損害、機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害、亀裂、変形その他これらに類似の損害
- 共済の対象が通常有する性質や性能を欠いていることによって生じた損害
- 自然の消耗または劣化によって生じた損害
- ねずみ食い、虫食い等
- すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、落書き等の単なる外観上の損傷や汚損でその共済の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

当組合への苦情またはご相談、ご要望等は下記までご連絡ください。

新潟県火災共済協同組合 お客様相談窓口

0120-025-744 (通話料無料) 【受付時間】 平日 午前9:00～午後5:00 (土・日・祝日、年末年始を除きます。)

当組合との間で問題を解決できない場合は下記でも苦情およびご相談を受け付けております。

全日本火災共済協同組合連合会(日火連)火災共済相談受付センター

0120-562630 (通話料無料) 【受付時間】 平日 午前9:00～午後5:00 (土・日・祝日、年末年始を除きます。)

当組合および日火連が連携を図りながら対応いたしますが、解決ができない場合には下記へご相談いただくこともできます。

一般社団法人日本共済協会共済相談所

TEL 03-5368-5757 【受付時間】 平日 午前9:00～午後5:00 (土・日・祝日、年末年始を除きます。)

● 重大事由による解除

ご契約後に次の事由が生じた場合には、ご契約を解除することがあります。また、その場合、共済金もお支払いできないことがあります。

- ①ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方が組合に共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせたことまたは生じさせようとしたこと。
- ②共済金の請求に関し、被共済者または共済金を受け取るべき方に詐欺行為があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと。
- ③ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められること。
上記①から③のほか、ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方が、共済契約の継続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと。

● ご契約の際にご注意いただきたいこと

- 共済契約者には、共済契約の締結に際し、組合が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合はすでに発生している事故について共済金をお支払いできないことがあります。この共済では申込書等に★印が付された項目が告知事項となります。
- 共済契約者には共済契約の締結後に、告知事項のうち一部の事項（以下「通知事項」といいます）に変更が生じた場合に遅滞なくご通知いただく義務（通知義務）があります。ご通知がないとご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合はすでに発生している事故について共済金をお支払いできないことがあります。この共済では申込書等に☆印が付されている事項が通知項目となります。
- このパンフレットは「新総合火災共済」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては「約款」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をお読みください。

● ご契約後の契約内容の変更などについて

ご契約後に以下の変更などが発生した場合は、取扱代理所または当組合にご連絡ください。

- ①建物の構造用途の変更 (例)鉄骨造の建物に木造部分を増築したとき
- ②共済の対象の移転等 (例)建物内に収容していた家財、什器・備品を別の場所に移転させたとき
- ③建物の使用用途の変更 (例)住宅として使用していた建物が家財がなくなり空家になったとき
- ④建物内の職作業の変更や作業規模の変更 (例)食料品販売から料理飲食店になったとき
工場内の作業人員の増減があったとき
- ⑤建物の面積の変更 (例)建物を増改築し面積の増減があったとき
- ⑥ご契約後の契約内容の変更 (例)建物の譲渡により所有者が変更になったとき
- ⑦ご契約者の住所・連絡先の変更 (例)転居や移転により住所や連絡先が変更になったとき
- ⑧その他の事項の変更 (例)申込書および契約証書の記載事項について変更が生じたとき

取扱代理所



新潟県火災共済協同組合

〒951-8063 新潟市中央区古町通七番町1010番地 古町ルフル9階

TEL 025-201-6502

【受付時間】 平日 午前8:30～午後5:15

(土・日・祝日、年末年始を除きます。)